

参 考

北海道水産業・漁村振興条例

平成 14 年 3 月 29 日条例第 3 号
改正 平成 21 年 3 月 31 日条例第 15 号

目 次

前 文

第 1 章 総則（第 1 条－第 6 条）

第 2 章 水産業及び漁村の振興に関する基本的施策（第 7 条－第 21 条）

第 3 章 北海道水産業・漁村振興審議会（第 22 条－第 29 条）

附 則

前 文

北海道は、四方を海に囲まれ、豊富な水産資源、緑豊かな森林、多くの流域などを有し、この恵みの下に、沿岸地域では、漁業や水産加工業を中心として産業が発展し、漁村が形成され、人々は海と深くかかわりながら暮らしを営み、個性ある北の文化をはぐくんできた。

北海道の水産業は安全かつ良質な水産物を道内のみならず広く全国に供給し、漁村は漁業生産の場のみならず余暇活動の場となるなどして、私たちの健康で豊かな生活の実現に大きく貢献するとともに、北海道の発展に重要な役割を果たしてきた。

しかしながら、近時の新たな国際海洋秩序の定着や水産物の輸入の増加など水産業を取り巻く情勢が大きく変化する中で、漁場を外に向けて拡大してきた北海道の水産業は後退を余儀なくされ、漁業生産や担い手が減少するなど、このままでは水産業や漁村の安定的な発展が危ぶまれている。

一方、今日、世界の水産物の需給動向を背景とした将来の我が国の水産物の安定確保の問題や人々のライフスタイルの変化などにより、水産物の安定供給という水産業の機能や漁村の多様な役割への期待が高まっている。

こうした状況の中で、北海道の水産業が我が国の水産物の供給において重要な役割を果たすとともに、漁村が多様な役割を担っていくためには、本道周辺水域を活用した水産資源の管理や増大を図り、創意と工夫に富む経営の実践や付加価値の高い製品づくりを進めるとともに、住む人のみならず訪れる人にとっても快適で潤いのある地域づくりなどに努めなければならない。

このような考え方に立って、希望と活力にあふれた水産業や漁村を構築し、次代に引き継いでいくため、道民の総意としてこの条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、水産業及び漁村の振興に関し、基本理念を定め、並びに道の責務並びに水産業者及び水産業の関係団体（以下「水産業者等」という。）並びに道民等の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、水産業及び漁村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって水産業の健全な発展及び豊かで活力のある漁村の構築に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 水産業の振興は、本道が国内の水産物の供給の拠点として、将来にわたって、安全かつ良質な水産物を安定的に供給できるよう、水域環境の保全を図りながら、水産資源の持続的な利用及び増大を旨として推進されなければならない。

2 水産業の振興は、水産業が地域の経済社会を支え、その活性化に貢献する活力のある産業として発展するよう、収益性の高い健全な経営の確立及び組織の育成を旨として推進されなければならない。

3 漁村の振興は、漁村が水産業の健全な発展の基盤としての役割を果たすとともに、自然とのふれあいの場となる等多様な機能を発揮する地域として発展するよう推進されなければならない。

(道の責務)

第3条 道は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、水産業及び漁村の振興に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 道は、水産業及び漁村の振興に関する施策を推進するに当たっては、国及び市町村と緊密な連携を図らなければならない。

(水産業者等の役割)

第4条 水産業者等は、基本理念にのっとり、相互の協力の下に、その事業活動を行うよう努めるものとする。

2 水産業者等は、その事業活動を行うに当たっては、道が実施する水産業及び漁村の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(道民等の役割)

第5条 道民は、基本理念に対する理解を深め、水域環境の保全及び道産の水産物の消費に関し積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

2 水域において遊漁その他の余暇活動を行う者は、その活動を行う場合には、基本理念にのっとり、漁業生産活動及び水域環境の保全に影響を与えないよう努めるとともに、地域の住民生活に配慮するものとする。

(年次報告)

第6条 知事は、毎年、議会に、水産業及び漁村の動向並びに水産業及び漁村の振興に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

第2章 水産業及び漁村の振興に関する基本的施策

(振興推進計画)

第7条 知事は、水産業及び漁村の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、水産業及び漁村の振興の推進に関する計画（以下「振興推進計画」という。）を定めなければならない。

2 振興推進計画は、水産業及び漁村の振興に関する施策の基本的事項について定めるものとする。

3 振興推進計画は、北海道における漁業生産の目標その他の水産業及び漁村の振興に関する適切な目標について定めるものとする。

4 知事は、振興推進計画を定めるに当たっては、あらかじめ、道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

- 5 知事は、振興推進計画を定めるに当たっては、あらかじめ、北海道水産業・漁村振興審議会の意見を聴かなければならない。
- 6 知事は、振興推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 7 前4項の規定は、振興推進計画の変更について準用する。

（水産資源の適切な管理等）

- 第8条 道は、水産資源の適切な管理を図るため、水産資源の評価に基づく計画的な漁獲量及び漁獲努力量の管理の推進、水産資源を共有する諸外国との交流の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 道は、水産資源の秩序ある利用を図るため、漁場に見合った操業体制の構築、遊漁に係る秩序の形成その他の必要な措置を講ずるものとする。

（栽培漁業の推進）

- 第9条 道は、栽培漁業の推進を図るため、増殖場及び養殖場の整備及び開発、種苗の生産及び放流の促進、放流した水産資源の保護及び利用者の負担等利用に係る体制の確立その他の必要な措置を講ずるものとする。

（担い手の育成及び確保等）

- 第10条 道は、水産業の担い手の育成及び確保を図るため、水産業者の漁業又は加工の技術及び経営管理能力の向上、新たに漁業に就業しようとする者の受入体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 道は、女性及び高齢者の水産業への従事及び水産業に関連する活動の促進を図るため、労働環境の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

（安定的な水産業経営の育成）

- 第11条 道は、安定的な水産業経営の育成を図るため、資本装備の高度化、事業の共同化及び拡大の促進、地域の水産物の活用に関する漁業及び水産加工業の連携の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

（協同組合組織の経営の安定）

- 第12条 道は、水産業の協同組合組織の経営の安定を図るため、組織及び事業の充実強化、合併等再編の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

（安全かつ良質な水産物の安定的な供給）

- 第13条 道は、安全かつ良質な水産物の安定的な供給を図るため、品質管理及び衛生管理の高度化の促進、漁港及び流通加工施設の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

（水産物の競争力の強化）

- 第14条 道は、輸入される水産物等に対する道産の水産物の競争力の強化を図るため、付加価値の高い製品の開発及び販売の促進、普及宣伝の強化、流通の効率化の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

（水産資源の生育環境の保全及び創造）

- 第15条 道は、水産資源の生育環境の保全及び創造を図るため、道民、水産業者等、行政機関等との協議の下に、水域環境の調査及び改善の推進、森林の整備その他の必要な措置を講ずるもの

とする。

(環境と調和した水産業の展開)

第 16 条 道は、環境と調和した水産業の展開を図るため、事業活動に伴う廃棄物の循環的利用の促進、漁業と野生動物との共生に関する取組の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(快適で住みよい漁村の構築)

第 17 条 道は、快適で住みよい漁村の構築を図るため、景観の保全に配慮した水産業の基盤の整備、生活環境の整備、災害の防止その他の必要な措置を講ずるものとする。

(活力のある漁村の構築)

第 18 条 道は、活力のある漁村の構築を図るため、水産業者の自発的な地域活動の促進、都市と漁村との交流の促進、余暇活動に係る水域及び漁港施設等の利用の秩序の形成その他の必要な措置を講ずるものとする。

(道民の理解の促進)

第 19 条 道は、水産業及び漁村に対する道民の理解を促進するため、情報の提供、学習の機会の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(水産業の振興に関する技術の向上)

第 20 条 道は、水産業の振興に関する技術の向上を図るため、道、大学、民間その他試験研究機関の連携の強化、研究開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第 21 条 道は、水産業及び漁村の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第 3 章 北海道水産業・漁村振興審議会

(設置)

第 22 条 北海道における水産業及び漁村の振興を図るため、知事の附属機関として、北海道水産業・漁村振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 23 条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 知事の諮問に応じ、水産業及び漁村の振興に関する重要事項を調査審議すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務
- 2 審議会は、水産業及び漁村の振興に関し必要と認める事項を知事に建議することができる。

(組織)

第 24 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

（委員及び特別委員）

第 25 条 委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 水産業の関係団体の役職員
 - (3) 関係行政機関の職員
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長及び副会長）

第 26 条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 27 条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（部会）

第 28 条 審議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

- 2 部会は、審議会から付託された事項について調査審議するものとする。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

（会長への委任）

第 29 条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 北海道水産業振興審議会条例（昭和 56 年北海道条例第 3 号）
 - (2) 北海道漁業及び水産加工業経営安定条例（昭和 61 年北海道条例第 31 号）
- 3 知事は、平成 21 年 4 月 1 日から起算して 5 年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

用語解説

- ¹ **ICT**：情報通信技術 (Information & Communications Technology) のこと。同義語に「IT(Information Technology)」があるが、ICTには「Communications」(通信・伝達)が加わり、ITよりもコミュニケーションの重要性が強調され、単なる情報処理にとどまらず、ネットワーク通信を利用した情報や知識の共有を重要視している。
- ² **IoT**：Internet of Thingsの略。日本語では「モノのインターネット」と訳される。あらゆるモノがインターネットに接続し情報をやりとりすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すというコンセプトを示したものの。
- ³ **AI**：人工知能 (Artificial Intelligence) のこと。研究領域が多岐に及ぶことから、定義は研究者により異なるが、一般的には「知的な機械、特に、知的なコンピュータプログラムを作る科学と技術」と説明される。
- ⁴ **ゼロカーボン北海道**：地球温暖化対策の推進によりゼロカーボン（人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれていることをいう。）が実現されるとともに、環境の保全、経済の発展及び道民生活の向上が図られた持続可能で活力あふれる北海道のことをいう。
- ⁵ **藻場**：沿岸域の海草または海藻が繁茂した場所。魚介類の産卵場、仔稚魚の隠れ場、他の藻類の付着基質として重要な生態学的機能を有する。
- ⁶ **栄養塩**：生物が普通の生活をするために必要な塩類。植物プランクトンや海藻の栄養要求の主体は塩として供給される無機質であり、必要な要素は窒素 (N)、リン (P)、ケイ素 (Si)、微量元素類である。
- ⁷ **温室効果ガスインベントリ**：1つの国が、1年間に排出・吸収する温室効果ガスの量を取りまとめたデータ。算定は、国連の専門機関によって設立された政府間組織である「気候変動に関する政府間パネル (IPCC)」が作成したガイドラインに準拠していることが必要。
- ⁸ **インベントリ化**：温室効果ガスの量として計上されること。
- ⁹ **カーボנקレジット**：省エネ・再エネ機器の導入による二酸化炭素 (CO₂) 削減量や、森林や藻場の再生・維持管理による二酸化炭素 (CO₂) 吸収・貯留量を、あらかじめ決められた方法に従って定量化し、取引が可能な形態にしたもの。
- ¹⁰ **属人統計**：漁業活動を行った漁業経営体の所在地域ごとに漁獲量を集計したもの。国が発行する「漁業・養殖業生産統計年報」、「北海道農林水産統計年報」は属人統計である。
- ¹¹ **属地統計**：水産物が水揚げされた地域ごとに漁獲量を集計したもの。北海道が発行する「北海道水産現勢」は属地統計である。
- ¹² **MSY**：最大持続生産量 (Maximum Sustainable Yield) の略。その資源にとっての現状の生物学的・非生物学的環境条件のもとで持続的に達成できる最大（あるいは高水準）の漁獲量。
- ¹³ **IQ**：個別割当 (Individual Quota) のこと。船ごとに漁獲できる量を割り当てる制度。
- ¹⁴ **資源水準**：おおむね過去 20 年間の漁獲量や推定資源量から、水産生物の資源量を「高水準・中水準・低水準」の3段階で評価したもの。
- ¹⁵ **年級群**：生まれた年が同じ集団のこと。2021年に生まれた魚は2021年級群と呼ぶ。
- ¹⁶ **系群**：資源を考える際の単位となる群れのこと。分布・回遊・産卵場などを異にする独立性の高い集団。
- ¹⁷ **遊漁者**：娯楽、趣味、スポーツのために行う、釣りや潮干狩りなどの営利を目的としない水産動植物の採捕を行う者。
- ¹⁸ **委員会指示**：漁業法に基づき、海区漁業調整委員会が水産資源の保護など漁業調整に必要な場合に発動する規制。
- ¹⁹ **IUU**：違法・無報告・無規制 (Illegal, Unreported and Unregulated) の略で、IUU漁業とは、無許可操業、無報告又は虚偽報告された操業、無国籍の漁船、地域漁業管理機関非加盟国の漁船による違反操業など、各国の国内法や国際的な操業ルールに従わない無秩序な漁業活動のこと。
- ²⁰ **河畔林**：河川沿いに分布する森林で、河川により形成された地形構造の上に成立し、河川の影響を強く受け続けるとともに、河川の生態系に影響を及ぼす森林。

- 21 **魚つき林**：海岸、河川、湖沼の水面への樹木の投影、養分の供給、水質汚濁の防止など、魚類をはじめとする水産生物の棲息、繁殖を助ける役割を果たしている森林。
- 22 **干潟**：泥や砂により形成される海岸部の湿地帯で、潮の干満による水面の上下動により陸地と海面下を繰り返す。幼稚仔の生育場、藻類の付着基質、鳥類の飛来地、水質浄化機能・緩衝機能として重要な生態学的機能を有する。
- 23 **磯焼け**：コンブやワカメなどの海藻類が極端に減少し、岩礁が無節石灰藻（主成分が石灰質の海藻）に覆われて、岩面が白ないし黄色化する現象。昭和 30 年以降から日本海沿岸を中心に見られており、その原因は、海況の変化やウニ等の食害などが言われている。
- 24 **客土**：二枚貝類が棲みやすい環境を整えるため砂を投入すること
- 25 **漁協系統**：北海道では、北海道漁業協同組合連合会、北海道信用漁業協同組合連合会、北海道漁業共済組合、全国漁業信用基金協会北海道支所、北海道 J F 共済推進本部の 5 団体をいう。
- 26 **回帰率**：放流した稚魚が親魚となってふ化した場所に戻ってくる割合のこと。
- 27 **DHA**：ドコサヘキサエン酸 (Docosahexaenoic Acid) のこと。体内で合成できない不飽和脂肪酸のひとつ。
- 28 **域際収支**：ある地域における域外との取引の収支。輸移出－輸移入。ここでは道内と道外地域との取引の収支。
- 29 **卸売市場**：生鮮食料品等の卸売のために開設される市場であって、卸売場、自動車駐車場その他の生鮮食料品等の取引及び荷さばきに必要な施設を設けて継続して開場されるものをいう。この市場では、委託や買付けによる集荷、せり・入札や相対による販売が行われ価格が形成される。
- 30 **水産エコラベル**：生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲された水産物であることを表すラベル。2005 年（平成 17 年）、F A O（国際連合食糧農業機関）の政府間技術会合において漁業そのものや流通加工過程での管理の取組を定めたガイドラインが合意され、欧米等では民間の認証機関によるエコラベル制度が徐々に導入されている。
- 31 **H A C C P**：危機分析 (Hazard Analysis) と重要管理点 (Critical Control Point) の頭文字の略で、より安全な食品を提供するために考えられた食品の衛生管理システムのこと。食品の製造過程ごとに衛生管理を実施し、食品の安全を確保する手法。
- 32 **M S C 認証**：ロンドンに本部を置く N P O、Marine Stewardship Council（海洋管理協議会）により、持続可能な漁業で獲られた水産物であることを証明された水産エコラベルの 1 つ。
- 33 **M E L**：水産資源の持続的利用、環境や生態系の保全に配慮した管理を積極的に行っている漁業・養殖の生産者と、そのような生産者からの水産物を加工・流通している事業者を認証する日本発の水産エコラベルのこと。
- 34 **事業継続計画 (B C P)**：Business Continuity Plan の略。大規模災害発生時に、水産物の生産・流通を早期に再開することを目的として、それに係る全ての関係者の参加のもと、災害発生後の行動と役割分担、減災や早期復旧のための事前対策を定めた計画。
- 35 **漁港海岸**：漁港区域内の海岸で北海道の海岸線 4,442km (3,094km) のうち 344km (8% (11%)) を占める（注：カッコ内は北方領土を含まない延長）。
- 36 **循環的な利用**：循環資源を製品や部品としてそのまま利用すること（再使用）、循環資源を原材料として利用すること（再生利用）、循環資源を燃焼させて熱を得ること（熱回収）をいう。
- 37 **北海道認定リサイクル製品**：「北海道再生品利用拡大方針」に基づき、平成 16 年 12 月に創設された製品。一定の基準を満たすリサイクル製品を道が認定し、利用を推進することにより、循環資源の適正な循環的な利用及び廃棄物の減量化を促進し、もって道内におけるリサイクル産業を振興し、循環型社会の形成に寄与することを目的としている。
<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/ntop.html>
- 38 **北海道リサイクルブランド**：「北海道再生品利用拡大方針」に基づき、平成 18 年 7 月に創設されたブランド。「北海道認定リサイクル製品」のうち、道内で開発された技術を用いて製造された製品などを北海道らしい優れた製品として道が認定し、利用を推進することにより、循環資源の適正な循環的な利用のための技術開発を促進し、併せて、認定製品の知名度の向上を図り、もって道内におけるリサイクル産業を振興し、循環型社会の形成に寄与することを目的とする。
<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/btop.html>

-
- ³⁹ **循環資源利用促進税事業**：「産業廃棄物の排出抑制及び循環資源の循環的な利用その他産業廃棄物の適正な処理に係る施策に要する費用に充てるため」の目的税である「循環資源利用促進税」を活用して、平成 18 年度から産業廃棄物の排出抑制やリサイクルに関する施設設備の整備、新たな事業創出や研究開発への補助、企業等へのアドバイザー派遣や情報提供の他、「産廃 110 番」等による不法投棄の早期発見などの事業を実施している。
- ⁴⁰ **魚道**：河川の水産生物の上下流方向への移動が妨げられる箇所で、魚の移動を助けるために設置される工作物。階段状の構造物が一般的である。